

# 公立保育園 幼児教育・保育無償化に関するQ&A

このQ&Aは公立保育園に通所している乳幼児を対象に取りまとめたものです。

## 《保育料》

Q1 無償化の対象になるのは何歳からですか？

A1 年少児から年長児までは全ての子どもが無償になります。0～2歳児は住民税非課税世帯のみ無償となります。

Q2 子どもの人数に応じた減免（2人目半額や3人目無料など）は今後も続きますか？

A2 今後も適用されます。

Q3 延長保育の利用料も無料になりますか？

A3 延長保育料は無償化の対象ではありません。

延長保育料については、保育標準時間認定か短時間認定かによってご負担が異なります。

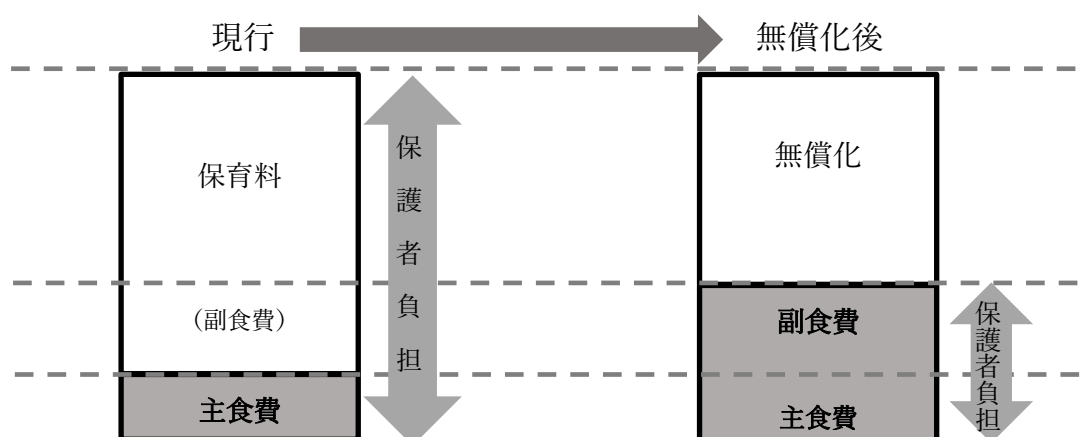
## 《給食》

Q4 給食の料金も無料になりますか？

A4 無償の対象ではありません。これまでご負担頂いていた主食費に加え、副食費も新たにご負担頂くこととなります。しかし、0～2歳児クラスの子どもにおいてはこれまで同様、主食費も副食費も徴収しません。

Q5 なぜ副食費を徴収するのですか？

A5 食材料費は在宅で子育てする場合にも生じる費用の為、これまでも保護者が負担することが原則となっており、保育料の一部として保護者にご負担頂いておりました。よって主食費に加え副食費も徴収することとなりました。



Q 6 主食費・副食費はいくらですか？

A 6

	主食費	副食費
月曜日～金曜日	月額 800 円	月額 4,360 円
土曜日	1 食 40 円	1 食 100 円

Q 7 主食費や副食費に対して低所得世帯への配慮や子どもの人数に応じた減免はありますか？

A 7 主食費はこれまで同様、全員一律に負担して頂きます。

副食費については、年収 360 万円未満<sup>\*1</sup>の世帯と所得に関わらず第 3 子以降が無償<sup>\*2</sup>の対象となります。

※ 1…年収 360 万円とは市町村民税課税世帯のうち、所得割額が 57,700 円未満の世帯です。

※ 2…第 3 子以降の無償については市町村民税所得割課税額により算定が異なります。

#### 《その他》

Q 8 ファミリーサポートや病児保育の利用料も無料になりますか？

A 8 保育園を利用している方についてはファミリーサポートや病児保育の利用料金は無償の対象にはなりません。